

○公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について

平成30年3月26日
理事長通達第54号

建設工事に係る技術提案書の提出者の選定・特定に当たり、建設コンサルタント等の手続参加意欲を反映するとともに、技術的特性をよりの確に把握するため、技術提案書の提出を希望する者から参加表明書の提出を求める「公募型プロポーザル方式」に係る手続は下記のとおりとする。

記

1 対象業務

本手続の対象は、建設工事に係る調査、計画、設計等の業務のうち理事長が公募型プロポーザル方式の実施が必要であると認めた業務とする。

2 参加表明書の提出

- (1) 理事長は、1に掲げる対象業務を発注しようとする場合は、技術提案書の提出者を選定するため、本手続への参加の希望を表明する書類(以下「参加表明書」という。)の提出を求めるものとする。
- (2) 参加表明書の提出期間は、4の手続開始の公告の日の翌日から起算して10日間(週休日(日曜日及び土曜日)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から1月3日までの日(以下「公社の休日」という。)を除く。)とするものとする。

3 参加表明書の内容

参加表明書には、当該業務の特性に応じて理事長が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- (1) 工事等請負業者の選定に関する細則(平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第8号。以下「選定に関する細則」という。)第8条の規定に基づく競争参加資格者名簿の登録状況
- (2) 保有する技術職員の状況
- (3) 同種又は類似業務の実績、成績、表彰等
- (4) 配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の経験、成績、表彰等
- (5) 手持ち業務量
- (6) 当該業務の実施体制
- (7) その他理事長が必要と認める事項

4 手続開始の公告

- (1) 理事長は、1の対象業務の手続を開始しようとする場合は、次に掲げる事項を福岡

北九州高速道路公社(以下「公社」という。)のホームページ及び電子入札システムにおいて公告するものとする。

- ① 業務名、業務内容及び履行期限又は履行期間
- ② 技術提案書の提出者に要求する資格(以下、「参加資格」という。)及び技術提案書の提出者を選定するための評価基準(以下、「選定基準」という。)
- ③ 技術提案書を特定するための評価基準(以下、「特定基準」という。)
- ④ 担当部課
- ⑤ 業務説明書の交付期間、場所及び方法
- ⑥ 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ⑦ 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ⑧ 手続において使用する言語及び通貨
- ⑨ 契約保証金に関する事項
- ⑩ 契約書作成の要否
- ⑪ 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定に関する事
- ⑫ 関連情報を入手するための照会窓口
- ⑬ その他理事長が必要と認める事項

(2) (1)の公告は、別添1の公告例によるものとする。

5 業務説明書の提供

(1) 4(1)の手続開始の公告と同時に、(2)に掲げる事項を記載した業務説明書を情報公開システムに掲載することによりダウンロードを可能とし、9(1)に規定する技術提案書の特定通知の日まで掲載するものとする。

(2) 業務説明書には、4(1)(4(1)⑤を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 業務の詳細な説明
- ② 参加表明書及び技術提案書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先
- ③ 業務説明書に対する質問の提出期間、提出場所、提出方法及びその回答方法
- ④ 支払条件
- ⑤ その他理事長が必要と認める事項

(3) (2)に掲げるもののほか、業務説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- ① 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できないこと。
- ② 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合は、技術提案者として特定されないこと。
- ③ 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の

負担とすること。

- ④ 提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しないこと。
 - ⑤ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特典以外に提出者に無断で使用及び公開しないこと。なお、採用された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
 - ⑥ 参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は原則として認めないこと。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は原則として変更することができないこと。ただし、病休、死亡、退職等やむをえない特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
 - ⑦ 同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより（プロポーザル方式による場合は特定されたことにより）配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに技術提案書を取り下げなければならないこと。
 - ⑧ 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあること。
 - ⑨ 技術提案書提出時に、必要な場合は参考見積を求めるものとする。ただし、提出要請書等において参考見積の取扱いを明らかにしておくものとする。
- (4) 説明書は、別添2の業務説明書例により作成するものとし、必要に応じてその他の資料等を添付するものとする。

6 技術提案書の提出者の選定

- (1) 理事長は、4(1)の手續開始の公告及び5(1)の業務説明書の提供において明示した参加資格及び選定基準に基づき、参加表明書を提出した者の審査を行い、技術提案書の提出者を3～5者程度選定し、参加表明書の提出期限の翌日から起算して10日（公社の休日を除く。）以内に技術提案書の提出者として選定した旨の通知を電子入札システムにより行うとともに、技術提案書の提出要請書を送付するものとする。
- (2) (1)の通知から技術提案書の提出までの期間は、40日間(公社の休日を除く。)を標準とするものとする。
- (3) 理事長は、参加資格及び選定基準の決定並びに(1)の参加表明書を提出した者の審査に当たっては、「福岡北九州高速道路公社技術審査委員会要領」（平成18年7月11日理事長通達第7号）に定める技術審査委員会を活用するものとする。
- (4) 参加資格及び選定基準は、3に掲げる事項について定めるものとする。

7 非選定理由の説明

- (1) 理事長は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について技術提案書の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非

選定理由」という。)を電子入札システムにより通知するものとする。

- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(公社の休日を除く。)に、書面(様式は任意)の持参により、理事長に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。なお、郵送、又は電子メールによるものは受け付けない。
- (3) 書面の提出場所は、総務部財務課とする。
- (4) 理事長は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内(公社の休日を除く。)に、書面により回答するものとする。
- (5) 理事長は、非選定理由についての説明を求めた者を技術提案書の提出者として認める場合には、(1)の通知を取り消し、(4)の回答と併せて技術提案書の提出者として選定した旨の通知を電子入札システムにより行うとともに、技術提案書の提出要請書を送付するものとする。
- (6) (1)から(5)までに掲げる事項については、5(1)の業務説明書において明らかにするとともに、(2)に掲げる事項については、(1)の通知において明らかにするものとする。
- (7) (1)の通知は、6(1)の通知と同時に行うとともに、非選定理由については、4(1)の公告及び5(1)の業務説明書において明示した参加資格及び選定基準の各項目のいずれの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。
- (8) 理事長は、(1)の通知又は(4)の回答並びに(5)の通知を行う場合は、「工事等請負業者の選定に関する細則」(平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第8号)第12条の2第2項の規定に基づく「競争参加資格審査委員会」(以下「資格審査委員会」という。)の審議を経て、行うものとする。

8 技術提案書のヒアリング

- (1) 理事長は、必要があると認めるときは、技術提案書の内容についてヒアリングを実施することができるものとする。
- (2) ヒアリングは、技術提案書の提出期限の翌日から、技術提案書の特定結果の通知の日の前日までの間に行うものとする。
- (3) ヒアリングを実施する場合には、ヒアリングを実施する旨を業務説明書において明らかにするとともに、次に掲げる事項を業務説明書において明らかにするものとする。
 - ① ヒアリングを実施する旨
 - ② ヒアリングの日時及び場所
 - ③ その他理事長が必要と認める事項

9 技術提案書の提出者の特定

- (1) 理事長は、4(1)の手続開始の公告及び5(1)の業務説明書において明示した特定基準に基づき、技術提案書の審査を行い、技術提案書を提出した者を特定するとともに、その旨の通知を電子入札システムにより行う。

(2) 6(2)の技術提案書の提出期限から(1)の通知までの期間は、原則として、20日以内(公社の休日を除く。)とするものとする。

(3) 理事長は、特定基準の決定並びに(1)の技術提案書の審査を行うため、技術審査委員会を活用するものとする。

10 非特定理由の説明

(1) 理事長は、技術提案書を提出した者のうち、技術提案書を特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)を電子入札システムにより通知するものとする。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(公社の休日を除く。)に、書面(様式は任意)の持参により、理事長に対し非特定理由についての説明を求めることができるものとする。なお、郵送、又は電子メールによるものは受け付けない。

(3) 書面の提出場所は、総務部財務課とする。

(4) 理事長は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内(公社の休日を除く。)に、書面により回答するものとする。

(5) (1)から(4)までに掲げる事項については、業務説明書において明らかにするとともに、(2)に掲げる事項については、(1)の通知において明らかにするものとする。

(6) (1)の通知は、当該業務に係る特定通知と同時に行うとともに、非特定理由については、特定基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。

11 業務説明書の内容に対する質問の受付及び回答

(1) 業務説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を読覧に供するとともに、情報公開システムに掲載するものとする。

(2) 参加表明書に係る質問の提出期間は、原則として、2の公告の日の翌日から、参加表明書提出期限日の4日前(公社の休日を除く。)までとする。

(3) 技術提案書に係る質問の提出期限は、原則として、2の公告の日の翌日から、技術提案書提出期限日の8日前(公社の休日を除く。)までとする。

(4) 質問書の提出場所は、総務部財務課とする。

(5) 質問書の提出は、原則として、電子メールにより行うものとする。

(6) 質問に対する回答は、原則として、質問を受理した日から7日間(公社の休日を除く。)以内に情報公開システムにより行うものとする。ただし、質問を受理した日から①に示す日までの期間が7日間に満たない場合は、①に示す日(公社の休日を除く。)までに回答を行うものとする。

① 参加表明書に係る質問に対する回答：参加表明書提出期限日の2日前

技術提案書に係る質問に対する回答：技術提案書提出期限日の3日前

- (7) 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、技術提案書特定通知の日の前日に終了するものとする。
- (8) 質問に対する回答の閲覧場所は、総務部財務課とする。
- (9) (1)から(7)までに掲げる事項を業務説明書において明らかにするものとする。

12 参加表明書及び技術提案書の無効

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。
 - ① 参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ② 参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
 - ③ 他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
 - ④ 白紙である場合
 - ⑤ 業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ⑥ 発注者名に誤りがある場合
 - ⑦ 発注案件名に誤りがある場合
 - ⑧ 提出業者名に誤りがある場合
 - ⑨ その他未提出又は不備がある場合
- (2) 前項の内容を業務説明書において明らかにするものとする。

13 その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとするものとする。
- (2) 本業務について主たる部分の再委託は認めないものとする。
- (3) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
- (4) 契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を3点減ずる措置を行うものとする。
- (5) 技術提案書の特定後に提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、特定されたコンサルタント等と業務の具体的な実施方法について提案を求めることができるものとする。
- (6) 電子入札については、この通達に定めるもののほか福岡北九州高速道路公社電子入札実施要領に定めるところによるものとする。
- (7) (1)から(6)までに規定する事項を業務説明書において明らかにするものとする。

附 則

この通達は、平成30年3月26日から施行する。